

別紙 1

基本要領 I の第 1 農産物検査規格の設定等
**農産物検査規格の設定等手続
マニュアル**

農産物検査規格の設定等手続	・・・ 1-1
第 1 農産物検査規格の設定等に係る要望等	・・・ 1-2
第 2 農産物検査規格の設定等に係る要望等の検討	・・・ 1-2
第 3 農産物検査規格検討会の運営	・・・ 1-2
第 4 パブリックコメントの実施	・・・ 1-3

農産物検査規格の設定等手続

① 農産物検査規格の設定等の要望

ア 全国査定会における
意見交換の場

全国の団体関係者からの要望

〔生産者、実需者、登録検査機関等〕

イ 地方査定会等における
意見交換の場

地方の団体関係者からの要望

〔生産者、実需者、登録検査機関、行政機関等〕

② 農産物検査規格意見交換会

全国団体の代表者等からの意見収集

〔生産者、実需者等〕

③ 農産物検査規格検討会

法第11条第3項

学識経験者等から意見聴取

〔生産者、実需者、学識経験者、消費者等〕

④ パブリックコメントの実施

1ヶ月程度

⑤ 公 示

法第11条第2項

施行日の
30日前

⑥ 施 行

農産物検査規格の設定等手続マニュアル

第 1 農産物検査規格の設定等に係る要望等

1 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、国内農産物の銘柄を除く農産物検査規格の設定等（農産物検査法第11条の規定に基づき農産物検査規格を設定し、変更し、又は廃止することをいう。以下同じ。）の要望について、必要に応じて農産局長が開催する全国査定会において、農産物の品目ごとに生産・実需等関係者から次に掲げる事項を記載した書類及び関係資料を提出させ、要望を聴取する。

- (1) 農産物検査規格の設定等を要望する者（以下「要望者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに要望者が従事する事業の種類及びその内容
- (2) 農産物検査規格の設定等を要望する品目及び当該品目ごとの設定、変更又は廃止の別
- (3) 農産物検査規格の設定等を要望する内容、理由及び関係資料（根拠資料）

2 地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。）は、地方査定会において、農産物の品目ごとに生産・実需等関係者から1の(1)から(3)までの事項を記載した書類を提出させ、要望を聴取するとともに、1により提案された要望に対する意見を聴取し、これらの聴取の結果を農産局長に報告する。

3 農産局長は、1及び2により提案された意見・要望及びその他会議等で提案された意見・要望を原則8月までに取りまとめることとする。

第 2 農産物検査規格の設定等に係る要望等の検討

農産局長は、生産・実需等関係者の全国団体の代表者等による農産物検査規格の意見交換会を開催し、第1の3で取りまとめた事項について、検討を行い、農産物検査規格検討会に諮る事項を決定する。

第 3 農産物検査規格検討会の運営

1 農産局長は、農産物検査に関する基本要領Ⅰの第1の2に規定する学識経験者等からの意見聴取を、農林水産大臣から委嘱された学識経験者等によって構成される「農産物検査規格検討会」（以下、「検討会」という。）を開催して行う。

2 検討会の運営は、原則、次に定めるところによる。

(1) 座長

ア 検討会に、座長を置き、委員の互選により選任する。

イ 座長は、会務を総理する。

ウ 座長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(2) 検討会の公開

検討会の議事は、原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、検討会を非公開とすることができる。

(3) 事務局

検討会の事務局は、農林水産省農産局穀物課が務める。

(4) 雑則

前各号に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

第4 パブリックコメントの実施

農産局長は、第3の1で取りまとめた意見について、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条及び第40条の例により、一般の意見を求めるものとする。